

第41期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月23日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

議決権行使期間

2026年3月19日（木曜日）午後5時まで

開催場所

長野県千曲市雨宮2347-3
株式会社土木管理総合試験所
長野本社4階大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 会計監査人選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	7
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

株主各位

証券コード 6171
2026年3月3日

長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1

株式会社土木管理総合試験所

代表取締役社長 下平 雄二

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.dksiken.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家」、「IRニュース」、「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6171/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」または当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2026年3月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2026年3月23日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所 長野県千曲市雨宮2347-3 長野本社4階大会議室
※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。
- 3 目的事項
- 報告事項 1. 第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



2026年3月23日（月曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



2026年3月19日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



2026年3月19日（木曜日）
午後5時到着分まで

[illegible]

第1、2号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

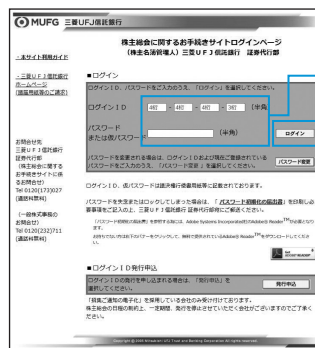
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、配当金による利益還元の充実に努めております。株主構成の変化や皆様からのご要望を踏まえ、コーポレート・ガバナンスコードの株主平等の原則を尊重しつつ、積極的な配当政策を実行してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

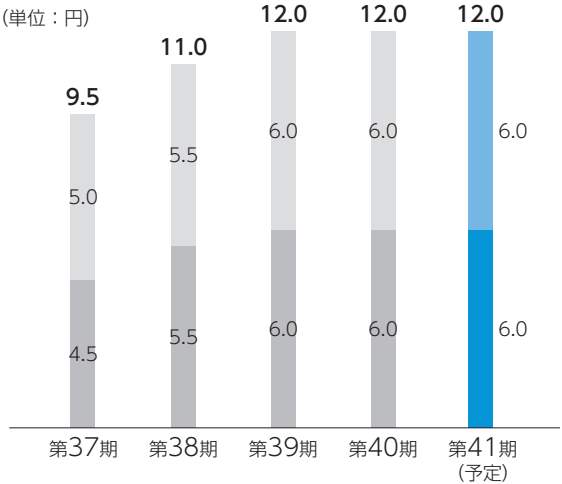
1 配当財産の種類
金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当社普通株式1株につき金 6円 00銭
(中間配当と合わせて年間12円)
総額 85,322,844円

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月24日

ご参考 1株当たり年間配当金



第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が、かなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人による監査継続期間が長期にわたっていることを踏まえ、新たな視点での監査によるガバナンスの強化を図るべく検討を行った結果、同法人の専門性、独立性、品質管理体制および効率性が当社の事業規模に適しており、会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年12月31日現在)

名 称	かなで監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都中央区日本橋一丁目2番10号	
沿 革	2020年10月	かなで監査法人 設立	
概 要	構成人員	社員	23名
		特定社員	1名
		職員 (公認会計士)	45名
		(上記以外)	47名
		合 計	116名
	関与会社		88社

以上

1 当社グループの現況

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度の我が国経済は、国際情勢の不確実性が続くなかでも個人消費は底堅く、緩やかな回復が見られました。一方、物流停滞や建設資材の高騰、人材不足といった供給制約は依然残り、企業活動に影響を及ぼしました。

建設コンサルタント業界では、「5ヵ年国土強靱化計画（総額15兆円）」に加え、「第1次国土強靱化実施中期計画（総額20兆円強）」が閣議決定され、今後の展開が見込まれる中、防災・減災や老朽化対策のさらなる拡大が期待されています。特に上下水道管や道路橋梁などライフライン強靱化には約10.6兆円が計画され、当社の調査・試験・解析サービスの重要性は一段と高まっています。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画「深化・確立～変える・変わるDK～」に基づき、技術力と生産性の向上による事業基盤の強化を進めました。インフラメンテナンス分野では、3Dレーダ搭載車の活用拡大に加え、内閣府主導の国家プロジェクト「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）第3期」に協力参画し、スマートインフラの実装に向けた取り組みを推進しました。また、災害対応力向上に向けた拠点整備や、ベトナム子会社との協働による設計・解析業務の分担を進め、効率的な体制構築を図りました。さらに、AI活用や作業体制の見直しなどを通じ、収益性改善にも引き続き取り組みました。

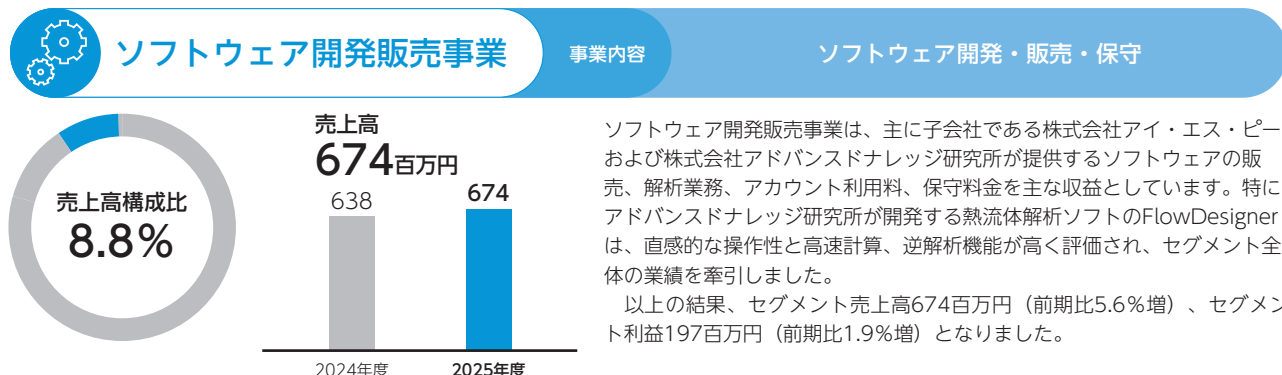
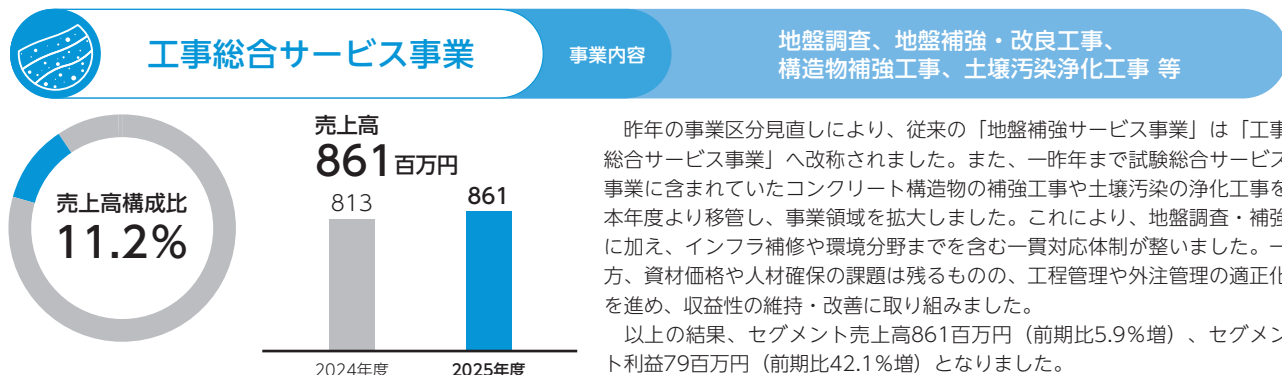
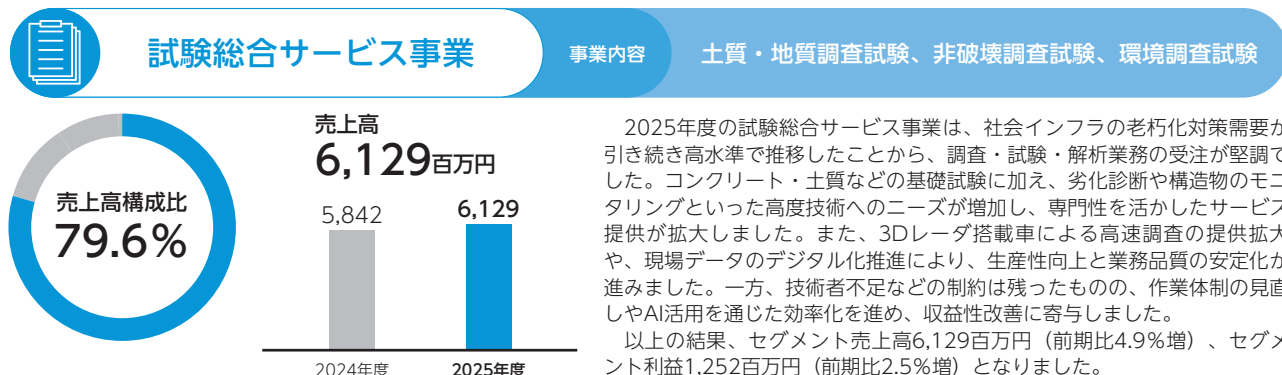
以上の結果、当連結会計年度の売上高は、7,695百万円（前期比4.8%増）、利益につきましては、営業利益670百万円（前期比15.3%増）、経常利益707百万円（前期比16.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益482百万円（前期比33.2%増）となりました。

■ 連結財務ハイライト



2. 主要な事業内容とセグメント別の状況

※当連結会計年度より、報告セグメントのうち「地盤補強サービス事業」を「工事総合サービス事業」に名称変更するとともに、報告セグメントの区分方法も変更しました。前期比較については、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。



3. 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、国土強靱化政策やインフラ老朽化対策、防災・減災需要が継続するなか、激甚化する自然災害や環境問題への対応など、社会インフラ分野における公共投資の重要性が一段と高まっています。また、気候変動リスクの顕在化やカーボンニュートラルの推進に加え、DX・AI・ロボティクスといった技術革新が急速に進展しており、事業環境はこれまで以上に高度化・複雑化しております。

当社は、こうした社会的要請や環境変化に的確かつ迅速に対応し、持続的な成長を実現するため、以下の経営上の対処すべき課題に取り組んでまいります。

1 技術力強化とサービス価値向上

多様化する社会課題に対応するため、調査・試験・分析・設計・解析・工事など当社の主要事業全般において、技術力の向上と品質強化を進めます。特に、AI・データ解析技術・自動化技術の活用を推進し、新技術の検証・実証を通じて高度なソリューションの提供を目指します。これにより、環境負荷低減やインフラ長寿命化といった社会的課題への貢献を一層強化してまいります。

2 試験センターの高度化・効率化および営業エリアの拡大

全国の試験センターに対し、計画的な設備投資と業務効率化を推進し、室内試験・分析事業の処理能力向上と高度化を図ります。また、地域特性に応じた営業体制の強化や、フランチャイズおよびパートナーシップの拡大を通じて営業エリアの拡大と顧客接点の強化を進めます。

3 人材確保と育成による組織力の強化

技術者不足が続く中、採用力の強化と教育体系の充実を図り、専門技術者の計画的な育成を進めます。あわせて、新人事制度の運用やキャリア形成支援を通じて、従業員が自律的に成長できる環境を整備し、多様性を尊重した働きやすい職場づくりを推進します。

4 デジタル技術活用による差別化と生産性向上

国土交通省の i-ConstructionやBIM/CIM(Building/Construction Information Modeling Management)の普及に対応し、デジタル計測・モデル化・データ活用の取り組みを加速します。また、AI自動解析や業務プロセスのデジタル化等を推進し、全社的な業務効率化と生産性向上を図ります。これらにより、他社にはない独自の技術とDXを組み合わせたソリューションを提供し、競争力を強化します。

5 海外展開・オフショア活用の拡大

ベトナム関連会社 C.E.Lab を中心としたオフショアリングの活用を進め、設計・解析・ドキュメント作成などの生産能力の向上を図ります。また、海外人材の育成・受け入れ体制の整備を通じて、国際的な業務遂行体制の強化に取り組みます。

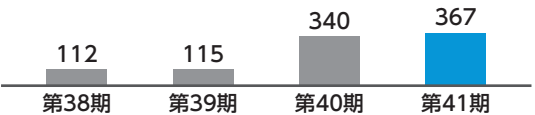
6 リスクマネジメントおよび経営基盤の強化

自然災害・感染症・地政学リスクなど、多様化する外部環境の変動に備え、事業継続計画（BCP）の継続的な見直しと実効性の向上を図ります。また、適正価格での受注や原価管理の徹底による収益性の確保、情報セキュリティ対策の強化など、安定的な経営基盤の維持・向上に努めます。

4. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は367百万円であります。その主なものは土地の取得、試験機器の購入であります。

●設備投資額の推移 (単位：百万円)



5. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として100百万円の調達を実施いたしました。

6. 財産および損益の状況の推移

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第38期 2022年 1 月から 2022年12月まで	第39期 2023年 1 月から 2023年12月まで	第40期 2024年 1 月から 2024年12月まで	第41期 2025年 1 月から 2025年12月まで
売上高	6,998	7,326	7,346	7,695
経常利益	565	488	607	707
親会社株主に帰属する当期純利益	349	190	362	482
1株当たり当期純利益 (円)	24.62	13.38	25.51	33.96
自己資本利益率 (ROE) (%)	7.8	4.1	7.6	9.6
総資産	6,997	6,861	7,028	7,352
純資産	4,573	4,631	4,872	5,174
自己資本比率 (%)	65.4	67.5	69.3	70.4

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第38期 2022年 1 月から 2022年12月まで	第39期 2023年 1 月から 2023年12月まで	第40期 2024年 1 月から 2024年12月まで	第41期 2025年 1 月から 2025年12月まで
売上高	6,082	6,146	6,159	6,538
経常利益	719	572	573	645
当期純利益	549	265	356	501
1株当たり当期純利益 (円)	38.65	18.68	25.05	35.29
株主資本利益率 (ROE) (%)	11.8	5.4	7.0	9.3
総資産	7,080	6,968	7,128	7,454
純資産	4,871	5,003	5,237	5,559
自己資本比率 (%)	68.8	71.8	73.5	74.6

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式数で算出しております。

7. 重要な親会社および子会社の状況

1 親会社の状況

該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイ・エス・ピー	1,000	100%	土木測量設計プログラムパッケージの開発および販売 等
株式会社沖縄設計センター	2,150	100%	設計、測量、各種調査および土木・建設コンサルティング業務 等
株式会社アドバンスドナレッジ研究所	1,500	100%	熱流体解析ソフトウェアの開発および販売 等
株式会社環境と開発	1,000	100%	産業廃棄物処理施設・再生可能エネルギー発電所の計画および設計コンサルタント事業 等
C.E.LAB INTERNATIONAL CO., LTD	2,283	100%	CADおよび土木解析ソフトウェアを用いたオフショアリングサービス

(注) 1. 当社の完全子会社である株式会社沖縄設計センターおよび株式会社アースプランは、2025年10月1日を効力発生日として、株式会社沖縄設計センターを存続会社、株式会社アースプランを消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として株式会社アイ・エス・ピーを吸収合併いたしました。

8. 主要な支店の状況 (2025年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
長野本社	長野県千曲市	東京本社	東京都台東区
北海道支店	北海道札幌市	東北支店	宮城県仙台市
埼玉支店	埼玉県三郷市	群馬支店	群馬県高崎市
神奈川支店	神奈川県座間市	松本支店	長野県松本市
南信支店	長野県駒ヶ根市	上越支店	新潟県上越市
山梨支店	山梨県中巨摩郡	京滋支店	滋賀県大津市
大阪支店	大阪府堺市	社会基盤営業課事務所	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県大野城市		

9. 従業員の状況（2025年12月31日現在）

1 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
試験総合サービス事業	443名（28名）	6名増（3名増）
工事総合サービス事業	11名（1名）	2名増（±0名）
ソフトウェア開発販売事業	30名（0名）	2名減（±0名）
全社（共通）	38名（3名）	9名減（2名増）
合計	522名（32名）	3名減（5名増）

- (注) 1. 従業員は、正社員、契約社員および嘱託社員の人数であります。なおパート社員は（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。
3. 2025年1月よりセグメントが変更されましたので、前期（2024年12月末現在）の人数も変更後のセグメントに組み替えております。

2 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
434名（28名）	9名増（3名増）	39.3歳	9.8年

(注) 従業員は、正社員、契約社員および嘱託社員の人数であります。なおパート社員は（ ）内に外数で記載しております。

10. 主要な借入先（2025年12月31日現在）

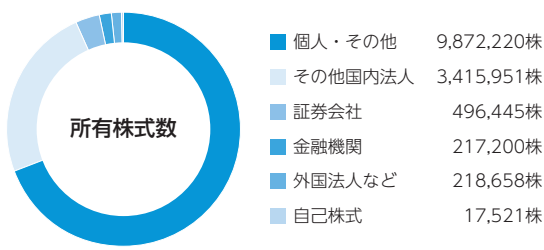
借入先	借入額
株式会社八十二銀行	260百万円
株式会社三井住友銀行	142百万円

2 会社の状況

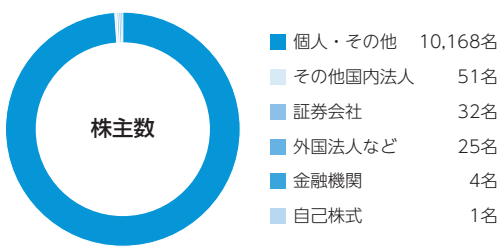
1. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 18,720,000株
- 2 発行済株式の総数 14,220,474株 (自己株式17,521株を除く)
- 3 株主数 10,281名

■ 所有株式数別分布状況



■ 所有者属性別分布状況



4 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 F e e l	3,094,000	21.76
下平 雄二	1,587,400	11.16
土木管理総合試験所従業員持株会	609,165	4.28
下平 美奈子	444,800	3.13
下平 絵里加	284,000	2.00
下平 真里奈	284,000	2.00
松本土建株式会社	220,500	1.55
株式会社 S B I 証券	205,600	1.45
外池 栄一郎	150,000	1.05
母袋 道也	143,000	1.01

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- 2 当該事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	下 平 雄 二	株式会社アイ・エス・ピー 取締役会長、株式会社環境と開発 監査役
専務取締役	下 平 絵里加	東京管理部門長
常務取締役	松 山 雄 紀	環境部門長、社会インフラ部門長
常務取締役	笠 原 竜 彦	まちづくり・防災部門長
取締役	八木澤 一 哉	営業本部長、DK技術研究所長、DKCラボ所長
取締役	中 島 壮 弘	ストラテジックIP事業部門長、パートナーシップ事業部長 株式会社アドバンスドナレッジ研究所 取締役
取締役	中 澤 健 一	長野管理部門長、経理部長、株式会社アドバンスドナレッジ研究所 監査役
取締役	岡 本 俊 也	公認会計士、岡本公認会計士事務所、株式会社イープラス 代表取締役、 株式会社共和コーポレーション 社外取締役
取締役	飯 島 希	—
取締役	中 澤 悟	—
常勤監査役	堀 内 久 志	—
監査役	茂 木 正 治	社会保険労務士、茂木社会保険労務士事務所
監査役	丸 田 由香里	弁護士、さくら・NAGANO法律事務所、日置電機株式会社 社外取締役

(注) 1. 岡本俊也氏、飯島希氏および中澤悟氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 茂木正治氏および丸田由香里氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。
2025年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	株式会社アイ・エス・ピー代表取締役（出向）	波場 貴士
執行役員	G E Oコンサルタント部長 兼 土質試験部長	宮下 和大
執行役員	ジオロボティクス研究所長	吉田 達哉
執行役員	新規事業部長	松山 征平
執行役員	社会基盤マネジメント部長	井上 友博
執行役員	東日本ブロック長	大井 芽
執行役員	営業本部広域推進部長	中沢 学
執行役員	総務部長	伊藤 隆道

3 当該事業年度中の取締役および監査役の異動

①就任

2025年3月21日開催の第40期定時株主総会において、中澤健一氏が取締役役に就任いたしました。
2025年4月1日付で、下平絵里加氏は常務取締役から専務取締役に就任いたしました。

②退任

2025年3月21日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、西澤清一氏、大岡晃博氏、中沢学氏は取締役を退任いたしました。

4 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができると定款で定めておりますが、2025年12月31日現在、各社外取締役および各社外監査役と契約を締結しておりません。

5 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の国内子会社の取締役、執行役員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が犯罪行為または法令違反の行為であることを認識して行った場合等には填補の対象としないこととしております。

6 取締役および監査役の報酬の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	13名（3名）	131百万円（3百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	9百万円（2百万円）
合 計	16名（5名）	141百万円（6百万円）

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2019年3月28日開催の第34期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を含め年額2億円以内（うち社外取締役分1千万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役2名）であります。
4. 2014年3月27日開催の第29期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

7 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年2月12日の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役会の報酬等について、内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る基本方針は次のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その基本報酬の額は代表取締役社長下平雄二氏の一任で決定するものとする。委任した理由は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案しつつ各取締役の担当部門において評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、取締役の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を設定していない。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、原則全額基本報酬のみとしている。

8 社外役員に関する事項

①当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岡 本 俊 也	13回/13回	—	公認会計士としての専門知見を活かし、財務報告の信頼性や内部統制、リスク管理体制について独立した立場から助言・監督を行っています。また、重要な経営判断に対して専門的な意見を述べ、意思決定の適正性向上に貢献しております
社外取締役	飯 島 希	13回/13回	—	環境・気候分野の専門知見を活かし、ESGの観点からリスクや機会を評価しつつ、企業価値向上と持続的成長に向けた助言・監督を取締役会でを行っています。また、サステナビリティ課題に対する外部視点からの指摘や提案を通じ、経営判断の質の向上に貢献しております。
社外取締役	中 澤 悟	13回/13回	—	他社での豊富な経営経験と高い見識を活かし、重要な経営課題や事業戦略に対して独立した立場から助言・監督を行っています。また、意思決定プロセスの妥当性・適正性を検証し、取締役会における議論の質の向上に貢献しております。
社外監査役	茂 木 正 治	13回/13回	13回/13回	社会保険労務士としての豊富な経験と専門知識を活かし、人事・労務面から内部統制やコンプライアンス体制を独立した立場で検証しています。また、取締役の職務執行について必要な指摘や助言を行い、経営の健全性確保に貢献しております。
社外監査役	丸 田 由香里	13回/13回	13回/13回	弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、法務・コンプライアンスの観点から内部統制やリスク管理体制を独立した立場で検証しています。また、取締役の職務執行に対して必要な指摘や助言を行い、経営の健全性と透明性の確保に貢献しております。

②重要な兼職先である法人等と当社との関係

岡本公認会計士事務所、株式会社イープラス、株式会社共和コーポレーション、茂木社会保険労務士事務所、さくら・NAGANO法律事務所および日置電機株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項および第3項に基づき会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

3 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

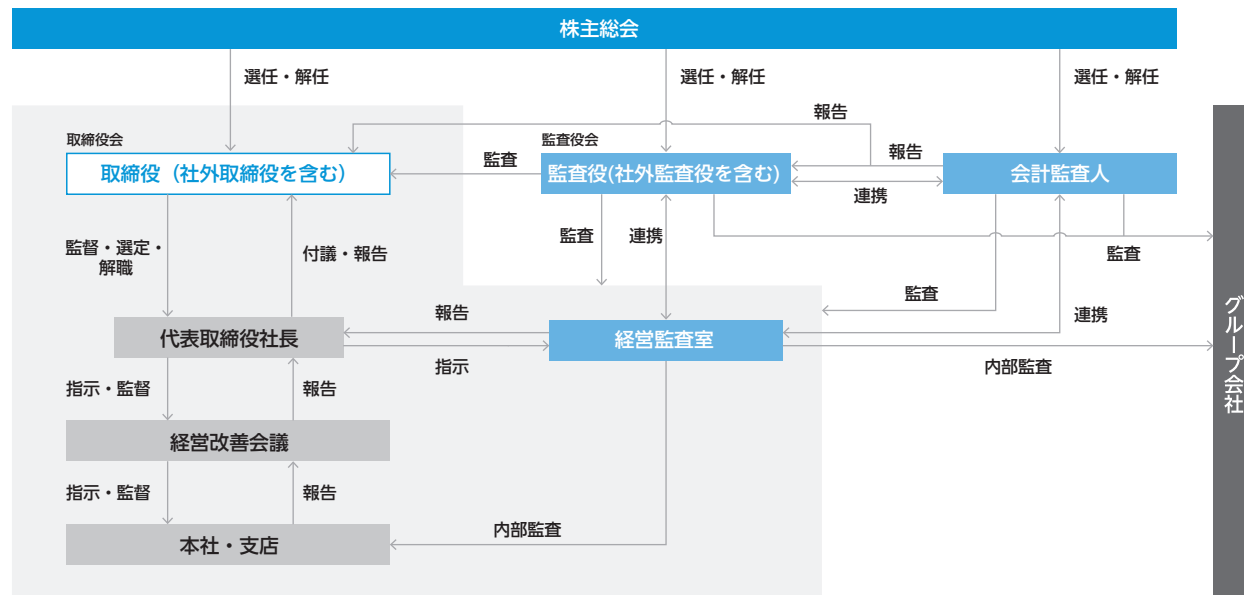
当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a)コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行する。

ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図



ハ. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

二. 監査役は、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b)コンプライアンス

イ. 取締役、執行役員および使用人は、「倫理・コンプライアンス規程」に則り行動する。

ロ. コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(c)財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 商取引管理および経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

ロ. 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(d)内部監査

社長直轄の経営監査室を設置する。経営監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役および監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行は、「業務分掌規程」等で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

また、当社は、経営方針を定め、中期経営計画と年度計画を策定し、業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた業務執行を行い、定期的に取締役会に進捗状況や対応策の報告を行う。

5 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその子会社は、グループ方針に基づいた経営管理および経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。

また、「関係会社管理規程」に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項の把握、管理、適正な業務執行、意思決定およびそれらに対する監督を行い、「内部監査規程」に基づき、当社経営監査室による監査を実施する。

6 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任する。監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議のうえ、決定するものとする。

7 取締役および使用人による監査役への報告体制

(a)重要会議への出席

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b)報告体制

監査役は、いつでも取締役および使用人に対して報告および情報の提供を求めることができ、取締役および使用人は、監査役から報告および情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備を図る。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、併せて内部監査担当および会計監査人と定期的に会合をもち、監査の方法および監査結果等について報告を受け、相互に連携を図る。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)経営監査室の監査役との連携

経営監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換および連携を図る。

(b)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止を図るため、月1回開催される会議において、グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。また年間のコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス運用実施責任者のもと、全社に向けてコンプライアンス教育を行い、問題の早期発見と改善措置の実施を進めております。

2 リスク管理

当社ではミス・クレーム報告書を運用しており、ミス・クレーム情報をリスク情報として全従業員が共有し、再発防止に努めております。また経営に重要な影響のあるリスクに関しては、取締役会に報告しております。

3 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

4 内部統制監査体制

経営監査室が監査計画に基づき、全拠点を対象に内部統制監査を実施いたしました。

5 監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、監査役監査を実施いたしました。監査役会は経営監査室および会計監査人と、監査に有用な情報の共有、意見交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

3. 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会を全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけ、十分な独立性を有する複数の社外取締役を選任することにより取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の透明性・公正性を確保することが取締役会の役割・責務であると考えております。

1 実効性のある取締役会に向けた取組み

取締役会は、単年度での実効性の向上ではなく、未来に向かって継続的に実効性を向上させることが重要だと考えております。

そのため、毎年、評価、評価結果による検討課題の抽出および対応・改善策の策定を行い、次年度の取締役会の取組みとしてPDCAを実施しております。

2 取締役会の実効性に関する評価

当社は、持続的成長と中期的な企業価値の向上を図るため、東京証券取引所が定める「コーポレート・ガバナンス・コード」に基づき、2025年度の実効性に関する分析・評価を行いました。

その概要は以下のとおりであります。

1. 評価の方法

各取締役・監査役全員（13名）に対し自己評価の趣旨ならびに結果の取扱いについて説明のうえ、取締役会の構成・運営および役割と責務、投資家・株主との関係等の項目に関するアンケート（5段階評価および自由記載）を配布し、無記名方式により実施しました。

その集計結果をもとに取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

評価の結果、当社取締役会は上記評価項目について概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。一方で取締役会の実効性をさらに高めていくための課題として以下を確認しております。

1. 資料配布や説明方法のさらなる工夫、および情報共有の質の向上。
2. KPIの運用や進捗管理の強化による、迅速な意思決定や対応。
3. 後継者育成や人材の成長支援の継続的な取り組みによる、経営基盤の充実。
4. ESG・人的資本経営など、非財務分野への対応の継続的な向上。

3. 今後の対応

- ・ 重要な論点の要約や分かりやすい資料作成、早期配布を徹底することで、会議での議論の質を高め、的確で迅速な意思決定を図る。
- ・ KPIの定期的なレビューや管理体制の強化を行うことで、目標達成に向けた管理体制の高度化を図る。
- ・ 育成プログラムの充実や進捗状況の可視化を進めることで、後継者育成や人材の成長支援を通じた経営基盤の強化を図る。
- ・ 非財務分野の目標設定や進捗管理の仕組みを整備し、具体的な施策を推進することで、企業価値の向上と持続的成長を図る。

上記の取り組みを中心に、役員の闊達な議論が行える取締役会となるよう随時見直しを図り、より取締役会の実効性を高めてまいります。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

MEMO

■ 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第41期 2025年12月31日現在
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,223,659
受取手形	62,642
売掛金	1,114,328
契約資産	526,057
商品	1,347
仕掛品	314,731
貯蔵品	16,580
その他	80,589
貸倒引当金	△26,555
流動資産合計	4,313,381
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,205,056
機械装置及び運搬具（純額）	57,235
工具、器具及び備品（純額）	37,823
土地	819,762
リース資産（純額）	192,800
建設仮勘定	68,666
有形固定資産合計	2,381,345
無形固定資産	
のれん	12,058
その他	103,681
無形固定資産合計	115,740
投資その他の資産	
投資有価証券	345,615
繰延税金資産	109,891
その他	86,451
貸倒引当金	△214
投資その他の資産合計	541,744
固定資産合計	3,038,830
資産合計	7,352,211

科 目	第41期 2025年12月31日現在
負債の部	
流動負債	
買掛金	268,581
1年内返済予定の長期借入金	186,828
リース債務	59,933
未払金	361,677
未払法人税等	145,229
賞与引当金	18,691
工事損失引当金	6,215
その他	374,546
流動負債合計	1,421,704
固定負債	
長期借入金	218,613
リース債務	146,820
退職給付に係る負債	357,347
その他	32,978
固定負債合計	755,759
負債合計	2,177,464
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,205,876
資本剰余金	1,155,876
利益剰余金	2,734,979
自己株式	△11
株主資本合計	5,096,721
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	75,676
為替換算調整勘定	2,349
その他の包括利益累計額合計	78,026
純資産合計	5,174,747
負債・純資産合計	7,352,211

■ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第41期	
	(2025年1月1日から2025年12月31日まで)	
売上高		7,695,661
売上原価		4,696,952
売上総利益		2,998,708
販売費及び一般管理費		
役員報酬	278,546	
給料手当及び賞与	943,559	
賞与引当金繰入額	10,485	
退職給付費用	△3,599	
法定福利費	176,043	
貸倒引当金繰入額	9,568	
減価償却費	88,515	
のれん償却額	65,270	
地代家賃	119,851	
支払手数料	249,887	
その他	390,404	
販売費及び一般管理費合計		2,328,533
営業利益		670,175
営業外収益		
受取利息	3,344	
受取配当金	11,836	
受取賃貸料	3,358	
売電収入	1,671	
保険解約返戻金	24,582	
その他	5,450	
営業外収益合計		50,243
営業外費用		
支払利息	6,052	
訴訟関連費用	2,495	
売電原価	847	
支払手数料	3,480	
その他	122	
営業外費用合計		12,997
経常利益		707,421
特別利益		
投資有価証券売却益	42,105	
特別利益合計		42,105
特別損失		
固定資産除却損	14,469	
減損損失	4,489	
特別損失合計		18,958
税金等調整前当期純利益		730,567
法人税、住民税及び事業税	242,431	
法人税等調整額	5,147	
法人税等合計		247,578
当期純利益		482,989
親会社株主に帰属する当期純利益		482,989

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第41期 (2025年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,540,226
受取手形	62,642
売掛金	901,358
契約資産	465,250
商品	172
仕掛品	303,664
貯蔵品	15,122
前払費用	37,933
その他	15,305
貸倒引当金	△11,353
流動資産合計	3,330,322
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	1,104,049
構築物（純額）	62,129
機械及び装置（純額）	45,084
車両運搬具（純額）	1,359
工具、器具及び備品（純額）	30,502
土地	781,772
リース資産（純額）	181,211
建設仮勘定	68,666
有形固定資産合計	2,274,774
無形固定資産	
借地権	228
ソフトウェア	10,316
その他	3,585
無形固定資産合計	14,130
投資その他の資産	
投資有価証券	341,486
関係会社株式	1,313,253
出資金	11
破産更生債権等	214
長期前払費用	6,792
繰延税金資産	106,768
その他	66,973
貸倒引当金	△214
投資その他の資産合計	1,835,285
固定資産合計	4,124,189
資産合計	7,454,512

科 目	第41期 (2025年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	
買掛金	249,036
1年内返済予定の長期借入金	185,712
リース債務	57,032
未払金	338,239
未払費用	87,481
未払法人税等	98,924
前受金	25,381
預り金	69,051
工事損失引当金	5,867
その他	60,055
流動負債合計	1,176,783
固定負債	
長期借入金	217,404
リース債務	137,988
退職給付引当金	348,298
その他	14,724
固定負債合計	718,415
負債合計	1,895,198
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,205,876
資本剰余金	
資本準備金	1,155,876
資本剰余金合計	1,155,876
利益剰余金	
利益準備金	12,500
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	23,510
別途積立金	165,000
繰越利益剰余金	2,921,340
利益剰余金合計	3,122,351
自己株式	△11
株主資本合計	5,484,093
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	75,220
評価・換算差額等合計	75,220
純資産合計	5,559,313
負債・純資産合計	7,454,512

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第41期	
	(2025年1月1日から2025年12月31日まで)	
売上高		
完成業務収入	6,508,587	
商品売上高	30,057	
売上高合計		6,538,644
売上原価		
完成業務原価	4,302,677	
商品売上原価	23,238	
売上原価合計		4,325,915
売上総利益		2,212,729
販売費及び一般管理費		
役員報酬	141,364	
給料手当及び賞与	801,324	
退職給付費用	△11,186	
法定福利費	136,320	
貸倒引当金繰入額	8,617	
減価償却費	65,504	
地代家賃	112,129	
支払手数料	191,910	
その他	295,602	
販売費及び一般管理費合計		1,741,587
営業利益		471,141
営業外収益		
受取利息	2,406	
有価証券利息	214	
受取配当金	121,633	
受取賃貸料	29,312	
受取出向料	20,226	
経営指導料	9,604	
売電収入	1,671	
保険解約返戻金	577	
その他	2,084	
営業外収益合計		187,729
営業外費用		
支払利息	5,889	
訴訟関連費用	2,495	
売電原価	847	
為替差損	300	
支払手数料	3,480	
その他	107	
営業外費用合計		13,121
経常利益		645,749
特別利益		
投資有価証券売却益	42,105	
特別利益合計		42,105
特別損失		
固定資産除却損	14,469	
関係会社株式評価損	8,279	
減損損失	4,489	
特別損失合計		27,237
税引前当期純利益		660,617
法人税、住民税及び事業税	151,167	
法人税等調整額	7,600	
法人税等合計		158,767
当期純利益		501,849

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社土木管理総合試験所
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小松 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福士 直和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土木管理総合試験所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性については我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社土木管理総合試験所
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士 直和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社土木管理総合試験所 監査役会

常勤監査役	堀内 久志 ㊞
社外監査役	茂木 正治 ㊞
社外監査役	丸田由香里 ㊞

以 上

MEMO

[illegible]

第41期定時株主総会会場ご案内図

長野県千曲市雨宮2347-3
長野本社 4 階大会議室
電話 026-462-0417(長野本社)

■ 交通のご案内

しなの鉄道「屋代高校前」駅を
ご利用の場合

タクシー……………約6分
徒歩……………約30分

JR「篠ノ井」駅をご利用の場合

タクシー……………約15分
送迎バス……………約15分

- 改札出口より係員がご案内いたします
- 運行時間：午前9時～
- 運行間隔：20分
- 無料

お車をご利用の場合（経路 ……▶）

長野自動車道「更埴IC」より…約10分
（篠ノ井橋南交差点を右折）

- ※ 会場の駐車スペースが限られておりますので、なるべく公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ※ お車でご来場される場合は、係員の指示に従って駐車していただきますようお願い申し上げます。
- ※ カーナビをご利用の場合は、上記の住所をご入力くださいますようお願い申し上げます。



4

おからだの不自由な株主様、または障がいのある株主様へ

ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

株式会社 土木管理総合試験所